

令和4年3月越前市農業委員会定例会議事録

令和4年3月28日（月）15時10分から、市民プラザたけふ3階多目的室1において、令和4年3月越前市農業委員会定例会を開催し、下記事項を付議決定した。

1. 付議事項

- 日程第1 議案第 12 号
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第 13 号
農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第 14 号
農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第 15 号
農用地利用集積計画（案）について
- 日程第5 議案第 16 号
越前市農業委員会現況証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示の制定について
- 日程第6 議案第 17 号
越前市農業委員会農地法関係事務処理要領の一部を改正する告示の制定について
- 日程第7 議案第 18 号
越前市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- （追加議案）
- 日程第8 議案第 19 号
越前市農業委員会会長の辞任の同意について
- 日程第9 越前市農業委員会会長の選出
- 日程第10 議案第 20 号
越前市農業委員会委員の辞任の同意について

日程第 1 1 越前市農業委員会会長職務代理者の選出

2. 出席委員

1 番	野村	宗雄	2 番	石本	正則	3 番	川端	吉秋
4 番	橋詰	實雄	5 番	畠中	崇宏	6 番	中嶋	泰子
7 番	近藤	市郎右衛門	8 番	杉本	寛重	9 番	小柳	忠敬
1 0 番	永木	良和	1 1 番	見延	喜久治	1 2 番	奥山	紀昭
1 3 番	富田	隆						

3. 欠席委員

なし

4. 参与員

事務局長	高木	岳彦	事務局次長	牧田	聡	書記	高野	法子		
	書記	牧野	博之		書記	山田	晃頌	書記	前田	実咲
	書記	清水	将彦		書記	佐飛	成幸			

5. 議事録

開始時間 1 5 時 1 0 分 《事務局長 「起立。一同礼。」》

(議長)

ただいまから令和 4 年 3 月越前市農業委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名員に、1 1 番 見延 喜久治委員、1 番 野村 宗雄委員を指名いたします。

なお、越前市農業委員会総会会議規則第 1 2 条の規定により、発言については議案に関することのみといたします。

日程第 1 議案第 1 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

(事務局)

★★ 議案朗読 ★★

(議長)

一括審議願います。

ご意見ございませんか。

★★ （異議なしとの声あり） ★★

（議長）

異議なしと認め、許可に決めます。

続いて日程第2 議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

（事務局）

★★ 議案朗読 ★★

（議長）

審議願います。

ご意見ございませんか。

★★ （異議なしとの声あり） ★★

（議長）

異議なしと認め、許可に決めます。

続いて日程第3 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

（事務局）

★★ 議案朗読 ★★

（議長）

一括審議願います。

ご意見ございませんか。

★★ （異議なしとの声あり） ★★

（議長）

異議なしと認め、6項については開発行為の許可を条件に許可相当に決し、かつ一般社団法人福井県農業会議より意見答申がなされた後、許可することに決めます。

その他の項（6件）については、許可に決めます。

続いて日程第4 議案第15号「農用地利用集積計画案について」を議題といたします。

(事務局)

★★ 議案朗読 ★★

(議長)

農用地利用集積計画案の項番号16番について、9番 小柳忠敬委員が「農業委員会等(とう)に関する法律」第31条の「議事参与の制限」に該当いたしますので、退席願います。

暫時休憩いたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (小柳委員退室)

(議長)

再開いたします。

ご意見ございませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(議長)

異議なしと認め、計画のとおり決定することに決めます。

暫時休憩いたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (小柳委員入室)

(議長)

再開いたします。

(議長)

次に、農用地利用集積計画案の項番号32番について、10番 永木良和委員が「農業委員会等(とう)に関する法律」第31条の「議事参与の制限」に該当いたしますので、退席願います。

暫時休憩いたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (永木委員退室)

(議長)

再開いたします。

ご意見ございませんか。

★★ （異議なしとの声あり） ★★

（議長）

異議なしと認め、計画のとおり決定することに決めます。
暫時休憩いたします。

★★ （暫時休憩） ★★ （永木委員入室）

（議長）

再開いたします。

（議長）

その他の案件について一括審議願います。
ご意見ございませんか。

★★ （異議なしとの声あり） ★★

（議長）

異議なしと認め、計画のとおり決定することに決めます。
続いて日程第5 議案第16号「越前市農業委員会現況証明に関する事務
処理規程の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

（事務局）

★★ 議案朗読 ★★

（議長）

審議願います。
ご意見ございませんか。

★★ （異議なしとの声あり） ★★

（議長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することに決めます。

続いて日程第6 議案第17号「越前市農業委員会農地法関係事務処理要
領の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

(事務局)

★★ 議案朗読 ★★

(議長)

審議願います。
ご意見ございませんか。

(小柳委員)

本議案については、慎重に判断すべきことから継続審議すべきだと思います。

(議長)

小柳委員から継続審議すべきとの意見がありました。本議案について継続審議とすることにご異議ございませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(議長)

異議なしと認め、本議案については継続審議といたします。

続いて日程第7 議案第18号「越前市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

(事務局)

★★ 議案朗読 ★★

(議長)

審議願います。
ご意見ございませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(議長)

異議なしと認め、原案のとおり決定することに決めます。

(議長)

追加で3議案の提出がありましたので、議案に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(議長)

異議なしと認めます。

よって、この3議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を事務局に配布いたさせます。

★★ 事務局 議案配布 ★★

(議長)

日程第8 議案第19号「越前市農業委員会会長の辞任の同意について」を議題といたします。

(議長)

当議案について、私(13番 富田 隆)が「農業委員会等(とう)に関する法律」第31条の「議事参与の制限」に該当いたしますので、退席いたします。

なお、当議案の進行については、会長職務代理者である 杉本 寛重委員にお願いいたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (富田委員退室)

(会長職務代理者)

それでは再開いたします。

日程第8 議案第19号「越前市農業委員会会長の辞任の同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

令和4年3月28日付けで富田会長より辞任願が提出されました。会長職の辞任には、農業委員会等に関する法律第13条第2項の規定により、農業委員会の同意が必要となることから、お諮りいただきたいと思います。

(会長職務代理者)

越前市農業委員会会長の辞任について、ご意見ございませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(会長職務代理者)

異議なしと認め、越前市農業委員会会長の辞任は同意されました。
暫時休憩いたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (富田委員入室)

(会長職務代理者)

再開いたします。

(会長職務代理者)

日程第9「越前市農業委員会会長の選出」を議題といたします。

選出の方法として、越前市農業委員会規則第2条により、指名推薦または投票による選出と定められております。

最初に、農業委員会会長の推薦受付を行います。

どなたか推薦される方はございませんか。

(小柳委員)

私は会長に杉本寛重委員を推薦いたします。杉本委員は長きにわたり農業委員を務めており、農業委員会の活動に貢献されてきました。また、富田会長の職務代理者としても、会長のサポートをされてきたことから、次期会長には杉本委員がふさわしいと考えます。

(議長)

それでは、指名推薦として、私が指名されましたので、地方自治法第107条の規定に準じ、年長の委員でおられます 富田 隆委員に、会長が互選されるまでの間、臨時議長をお願いいたしてよろしいか、おはかりします。

(議長)

異議がないようですので、富田 隆委員に、臨時議長をお願いいたします。

(臨時議長)

会長が互選されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、互選の方法につきましては、指名推薦とし、杉本 寛重委員を会長に指名することに異議ありませんか。

(臨時議長)

異議なしと認めます。

よって、杉本 寛重委員が会長に当選されました。

会長が決定しましたので、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長を会長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

(議長)

再開いたします。

就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

★★ 会長就任挨拶 ★★

(議長)

越前市農業委員会総会会議規則第6条の規定により「会長は、総会の議長となる」とのことですので、議長を務めさせていただきます。

本会議が滞りなく進められますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

日程第10 議案第20号「越前市農業委員会委員の辞任の同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第20号「農業委員の辞任届に伴う同意について」ご説明いたします。

令和4年3月1日、近藤市郎右衛門委員並びに富田隆委員より、農業委員の推薦を受けた団体の役職を退任したことによる一身上の都合により、令和4年3月31日付けで農業委員会等に関する法律第13条に基づき、辞任届の提出がありました。

同法第13条では、委員の辞任については、正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるかとあります。農業委員会として辞任に同意しますと、辞任届は市長あてに農業委員会の同意書とともに市長に届けられ受理されると農業委員の辞任となります。

よって農業委員会の同意を求めるものであります。以上で説明を終わります。

(議長)

7番 近藤市郎右衛門委員及び13番 富田隆委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の「議事参与の制限」に該当いたしますので、退席願います。

暫時休憩いたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (近藤委員・富田委員退室)

(議長)

再開いたします。

審議願います。ご意見ございませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(議長)

異議なしと認め、議案第20号「越前市農業委員会委員の辞任の同意について」について、同意することといたします。

暫時休憩いたします。

★★ (暫時休憩) ★★ (近藤委員・富田委員入室)

(議長)

再開いたします。

(議長)

私、杉本が会長に選出されましたので、日程に「越前市農業委員会会長職務代理者の選出」を追加いたします。

(議長)

それでは、日程第11 「越前市農業委員会会長職務代理者の選出」を

議題といたします。

選出の方法といたしましては、会長選出と同様、指名推薦または投票と定められております。

最初に、農業委員会会長職務代理者の推薦受付を行います。

どなたか推薦される方はありませんか。

(小柳委員)

私は会長職務代理者として石本正則委員を推薦いたします。石本委員はJA福井県の理事も務めておられます。越前市は武生地区と今立地区があり、今後、武生地区と今立地区が連携して取り組んでいくことが不可欠であることから今立地区の出身でもある石本委員が杉本会長の職務代理者として適任であると考えます。

(議長)

それでは、互選の方法については、指名推薦とし、ただいまの指名に異議ありませんか。

★★ (異議なしとの声あり) ★★

(議長)

異議なしと認めます。

よって、石本正則委員が越前市農業委員会会長職務代理者に当選されました。

それでは、ただいま就任されました石本委員にご挨拶をお願いいたします。

★★ 新越前市農業委員会会長職務代理者 挨拶 ★★

(議長)

それでは、これで本日の日程を全て終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。(15時44分)

(事務局長)

ご起立ください。「礼」。

越前市農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により議事録を作

成し、会議の顛末を証するためここに署名する。

議 長

署名員

署名員
